

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会
令和元年度第2回権利擁護部会

- 1 日時 令和元年7月16日(火)午後6時30分～午後7時50分
- 2 場所 練馬区役所西庁舎10階 西10会議室
- 3 出席者 【部会員】
飯村部会員、遠藤部会員、上山部会員、石川部会員、金子部会員、
横井部会員、轡田部会員、酒井部会員、河島部会員、(以上9名)
【区出席者】
福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、保健予防課長、
地域福祉計画担当係長、地域福祉係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 次第
 - (1) 開会
 - (2) 推進委員会への報告について
 - (3) その他
 - (4) 閉会

部会長 それでは定刻になりましたので、練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会 令和元年度第2回権利擁護部会を開催させていただきます。はじめに、事務局から委員の出席状況、会議公開につきましてご報告をお願いします。

事務局 委員の出席状況についてご報告します。現在9名の委員全員に出席をいただいております。また本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますのでご確認をお願いします。

部会長 続きまして、7月1日付けで事務局の方に異動がございましたので、一言ご挨拶をお願いします。

管理課長 7月1日付けで管理課長となりましたので、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。また、障害者施策推進課長ですが、今日は他の公務が重なっておりまして出席ができませんでした。次回改めてご挨拶させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入ります前に配付資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料確認)

部会長 それでは、早速ではありますけれども、次第にしたがいまして会議を進めてまいりたいと思います。次第2番、推進委員会への報告について、事務局からご説明をお願いします。

地域福祉係長 資料「施策の方向性について 意見まとめ(たたき台)」をご覧ください。こちらを、第1回権利擁護部会にて、方向性についていただいたご意見をまとめたものになります。本日は、こちらをたたき台としまして、さらにご意見があればいただきまして、部会のご意見としてまとめていけたらと考えておりますので、よろしくお願いたします。

では資料の2ページをご覧ください。施策としまして、「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」というものでございます。検討にあたって、区から提示しました重点取組項目として3点ございます。1点目が成年後見制度の利用支援、2点目が法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進、3点目が権利擁護に関連する新事業の充実。この3点を重点項目として挙げさせていただきました。前回それぞれの項目につきまして、ご意見をいただいていたまとめたものになります。資料2ページの中段以降をご覧ください。

【成年後見制度の利用支援】

中核機関の機能として、成年後見制度を利用するメリット、利用して良かったと感じられる周知活動、親族後見人へのバックアップを専門職と一緒にできる仕組みの充実を期待したい。

25か所の地域包括支援センターの均一化とレベルアップが必要であり、それに向けて区が力を入れて支援することを期待する。

後見人という第三者が入ることによって、本人や家族が直面する課題が解決するという経験を何度もしている。利用して良かったという人の意見、上手くいっているケースを汲み取って、周知してほしい。

成年後見制度のニーズが発生する現場はどこなのかを常に意識して、真に必要な人に情報が届くようにすることが大切である。

病院のソーシャルワーカーへの成年後見制度等の情報提供とバックアップに取り組むことが必要である。

ケアマネジャーが様々な制度を十分に理解すれば、本人や家族に適切なアドバイスが出来る。実際の現場から広げ、積み上げていくことが非常に大切になる。

任意後見の必要な方が多いと感じる。法定後見には至らないが、生活や色々な契約、財産管理に不安があって誰かの手を借りたい方は多いと実感している。

任意後見制度は、自己決定の観点から活用が期待されるが、利用が伸び悩んでいるため、利用を促す方法を検討する必要がある。

重点取組項目1にいただいたご意見をまとめますと、効果的な周知、関係者のレベルアップ、任意後見の活用と利用支援といったところに力を入れていくというご意見だったかと思えます。

次に重点取組項目2の「法人後見や社会後見型後見人等の活用推進」にいただいたご意見3点です。

法人後見は、社協だけでなく、NPO法人等も取り組むものであることを、区民に理解してもらうことが必要である。

超高齢化社会、認知症の罹患者が増大し、専門職の後見人だけでは到底対応できない中で、親族後見人を増やし、支援していくことが必要になる。

慣れていない親族による申し立てが増加することから、相談窓口の丁寧な対応と申し

立てへの支援に力を入れて欲しい。

重点取組項目2でいただいたご意見としては、NP 法人を含めた法人後見の推進ということと、親族後見の支援にも力をいれて欲しいということが主な意見かと思えます。

次に、重点取組項目3の「権利擁護に関連する支援事業の充実」に関するご意見です。

生前の安否確認と死後の費用補償事業について、区民への周知不足、煩雑な利用要件のために利用をためらうケースがあることを実感している。もっと使いやすい制度設計ができれば良い。

例えば身元保証の問題など、成年後見だけでは解決できない問題が絡んできている。精神障害者は賃貸住宅をなかなか借りられない実態がある。また、家庭内暴力を悩む声や、家の中の問題を自分だけで解決しようとする家庭をどうやって救うかが一番の課題である。権利擁護を利用する以前の段階として、この切実な課題に取り組むことが重要である。

権利擁護は幅の広いものであり、助けを求めることができない状況の方に、どのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

例えば「住まい確保支援事業」など、事業を本当に必要とする方に新しい事業を周知していくことはとても難しい。当事者にも協力を仰ぎ、ホームページを使えない人達のこととも考えて、周知の仕組みを検討して欲しい。

重点取組項目3にいただいたご意見としては、例えば精神障害者の方の支援など複合的な課題がある方ですとか権利擁護を幅広くとらえて支援が必要な方への対応、アプローチの仕方を考えていく必要があるのではないかといったご意見があったかと思えます。

以上のようなご意見を踏まえて意見をまとめたものが、2ページの「意見まとめ」として困んだ枠の中になります。7点をまとめとして挙げさせていただきました。

まず、取組項目1に関するまとめとしましては、4点挙げさせていただきました。

- 1 利用者がメリットを感じられるような成年後見制度の周知が必要である。
- 2 成年後見制度に関わる関係者のレベルアップを期待する。
- 3 現場の声を聞き、ニーズに合った周知や支援を行う必要がある。
- 4 任意後見制度についても、周知と利用支援が必要である。

続いて、取組項目2に関するまとめとしましては、5、6の2つを挙げさせていただきました。

- 5 法人後見は、練馬区社会福祉協議会やNP 法人など、各法人の特色を生かして後見業務を実施することが望まれる。
- 6 親族申立ての支援や、親族後見人のサポートを一層進めることが重要である。

続いて、取組項目3の意見のまとめとしては、7番としてまとめさせていただきました。

- 7 権利擁護は、居住支援や引きこもりの人への支援など、幅の広いものであり、自ら支援を求めることが困難な人にどのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

ということで、意見のまとめとして7点を挙げさせていただきました。

最後に4ページをご覧ください。こちらは、参考資料としまして権利擁護部会の部会員の皆様の名簿と部会の開催経過を載せております。

以上、部会のまとめのたたき台として資料を作成しました。ご意見を頂戴できればと思

いますので、よろしくお願ひします。

部会長 ありがとうございます。前回議事録がありますけど、色々なご意見をいただきまして、それについて事務局でこのような形にまとめていただいたということでございます。親会にこれを報告することになりますので、今日、皆様の方からご意見、ご質問を寄せていただければと思っております。何かあります方、いらっしゃいますでしょうか。

部会員 私からまず、意見まとめの1番のところと成年後見制度の利用支援について若干コメントさせていただきます。

成年後見制度の利用支援に、中核機関機能として色々書いていただいております、この事に関して全くそのとおりと考えているのですが、まとめにある利用者がメリットを感じられるような制度にする、というのはまさに利用促進にとって肝ですので、その事が大事であることは間違いありません。利用者がメリットを感じられるようにするには何が一番大事なのかというところで、周知が必要だということはそのとおりなのですが、中核機関がどのような機能を果たすのかをもう少し書いた方が良いのかなと。つまり具体的には、これまで後見人を選任する場合、本人にとっては財産の活用であるとか、その人らしい生活を送る上で必ずしも本人のニーズに沿ってない後見人が選任されてしまうという、そういった苦情も現にある訳です。ですから、今後きちんとマッチングを中核機関で、ご本人にどのような後見人を選任するのが良いのかというところを検討できるようにして、適切な候補者選任であったり、制度につなげることが、ご本人、区民にとってメリットを感じられる制度に繋がると思っていますので、その辺りを一番最初に持ってきていただくことがまとめとしてはふさわしいのかなと。

周知については、4番でも任意後見制度の周知が書いてありますので、例えば周知をこちら側にまとめていただくとか、そういった形でまとめていただくと、より良いのかなと感じました。

部会長 ありがとうございます。今の点は、非常に大切な部分かと思ひます。親会の方の体裁もあると思ひますけれども、成年後見制度そのものについての概略の説明ですとか、利用促進で何が基本になっているか、今、部会員からご指摘のあったような部分、特に中核機関というのが一番最初に出てきますので、一体何かというのが、おそらく一般区民の方ですと非常にわかりづらいと思ひますよね。

だから、成年後見制度がこういうものだということ、後にも出てくる法定後見、任意後見の仕組み、家庭裁判所がどう絡むのかということ、ごく簡単に図式化するとか、注で説明を加えるとか、その上にさらに中核機関、つまり利用促進で何が言われているのかという説明がないと、なかなかの中身に入ってくるのは難しいというのが私の個人的な意見です。その辺りは何か代案というか、事務局でお考えであれば説明していただけますか。

管理課長 今回たたき台ということで、前回の部会でご意見をいただいたところのまとめになります。重点取組項目の「成年後見制度の利用支援」に関して、「中核機関の設置」が新規になっておりまして、中核機関とはこういうものですよということは示したいと考えております。やはり図表ですとか、視覚的にしっかりわかることは重要と思ひますので、取り入れていきたいと思ひます。

部会長 ありがとうございます。是非、これを機会に多くの方に成年後見制度はどういう仕組みなのか、改めて知っていただく、そこがまず周知の第一歩かと思ひますので、

その辺は是非、お互い意見交換しながら、創意工夫をして計画に盛り込めたらと思います。

部会員 今、中核機関の説明とあったのですが、今までこういうことに関して練馬区はどういう風に取り組んできたかという説明が、どう入るのかと思ひまして。ゼロから急に中核機関をつくるという風に始まるのか、それとも今まで色々何があったのかというのも盛り込んでいくのかを知りたくて質問させていただきました。

部会長 今までの経緯も色々あるかと思うのですが、今の段階でどのようにお考えか教えていただけますか。

管理課長 今までやってきていただいたことが土台になって、その上に中核機関としての設定があると思っております。今までの積み重ねがない中で、中核機関がいきなり出てきたとしてもかなり苦労するし、難しいと認識しています。

元々計画では、中核機関の設置について新規の事業として取り扱い、地域で連携して支えるネットワークも構築ということで、今までサポートを中心的にやってきていただいたことについては充実と考えています。新規だけでは難しく、こちらを充実しないとやはり中核機関としてはできないと思っておりますので、このあたりは新規のもの、充実のものという書き方で分けて、今までやってきたことについては、さらに充実させるという形で書かせていただいています。

副部会長 私も先ほどの意見に近いと思うのですが、中核機関を新規でやりますって書いてあるのですが、具体的にどうするのか、これでは全く見えないと思うのです。結局、社協さんが全部丸投げされて、1から、もしかしたら0からつくっていくという話になりそうに見えるのです。他区では、行き着くところは個人情報の問題だという話をよく聞きます。区が持っている個人情報を社協が使えるのかという問題で、結構どの区も苦労しているのを聞いています。社協に丸投げすればでき上がる中核機関というのは、ちょっと頼りない気がしてしまうのです。その辺りが多分、このたたき台を見て感じる足りなさに通じるような気がするのですが、どうお考えでしょうか。

管理課長 今の話はよくわかる話で、やはりいきなり中核機関ということで、これをどうしていくのか、なかなか具体策が見えていないという話だと思っております。意見については、皆さんわかっている前提で書かせていただいているので、本当にばっさりその辺りが切れているなど実感しています。

ただ、計画にするときには、先ほども話しましたが、中核機関ができればいいという話ではなくて、今までやってきていただいたほっとサポートねりまが中心となって、例えば弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さん、地域包括支援センターのような専門性や関係性を持ったところがしっかりネットワークを持ってやっていくという形で、今、成年後見練馬圏域ネットワーク会議というものもやらせていただいているところであります。それも踏まえて、充実を図りつつ、中核機関としてしっかりやっていただくというのが、考え方かと思っております。

中核機関だけが上に飛び出ればそれで全てうまくいくという話は絶対ないと思っておりますし、やはり地域のネットワークですとか、関係者のネットワークというものがあってこそ、中核機関としての役割が生きてくると思っております。そういう意味で充実・新規という考え方をしているところです。

副部会長 おっしゃることはよくわかるのですが、要は何が言いたいかという、区が

社協に対してどういう支援をするのか、そこが見えてこないという話なのです。区はお金を出して終わりという支援であれば、多分、社協さんはキツイと思うのです。例えば、先ほどおっしゃっていた個人情報の取扱いとかの考え方の一致というのは、区ではあるのですか。

管理課長 基本的に個人情報の取扱いについては、区に準じていただくということが条件だと思っております。そういう意味で、例えば本人同意を取るとか、そういうことも含めて考えていかなければいけないと思っております。それを区が「社協さん、どうぞ全てやってちょうだい」という風には考えてないところです。

今、推進機関として社協さんにやっていただいているけれども、区が事務局となって、この権利擁護部会をやらせていただいていると思っております。基本的に社協さんがやっていただくこと、区民に対してやっていただくことに対する責任というのは、やはり区としてもあると思っておりますので、そこは一緒にやっていきたいと思っております。

副部長 一つ確認させてください。区が持っている個人情報を社協は使えるのですか。

管理課長 内容によると思います。区では、個人情報を扱う場合は個人情報保護審議会ですっかり検討するのですが、社協さんが使えるものがあるのかどうか、社協さんが扱っているのか、ということを検討することになっております。ほっとサポートねりまさんができた時にも、一定程度、個人情報の壁というのがあったのは私も認識しております。そういう中で取り組んできたことも活かしてやっていければと思っております。

ただ、やはり個人情報は本当に厳しくなっていますので、本人の為と言ってもなかなか個人情報を安易に出すことは厳しいと認識しております。しっかり手続きを踏まないといけないものに対しては、しっかり手続きを踏んでいきたいと考えております。

部長 一言だけ取上げて申しますけれども、個人情報保護の法律に書かれているものを額面どおりにやっていては、人の生命・財産に抵触するという話になるのです。だから法律を無視してやってくださいと言いたい訳ではない。けれども、本当に地域住民、区民の生命・財産をきちんと守っていくことにおいては、区は相当な覚悟を持っていただかなければならないということがある。

それと成年後見制度というのは、判断能力が不十分な方たちの支援ということなので、一般論の道理だけではなかなかいかない。だからこそ、皆さんご存知だと思うのですけれども、孤立死の案件であったり、災害時に個人情報が壁になってしまってもうまく機能しないというのは、残念ながら現に起きている訳なのです。そこをどう突破していくのかという問題も非常に絡んでくるので、今までと同じでは進まないと思うのです。

だから、社協にせよ、行政にせよ、中核機関というものに取り組む時には、かなり一歩踏み超えるくらいの覚悟が私は必要だと思うのです。一方で、どうして踏み超えるのかの手続きもきちんとしておかないと、逆にまずいことになるという話だと思うのです。その辺りが十分認識されないと、今念を押されておっしゃった事はそういう部分も含んでいるので、結構シビアな問題だと思っただいた方がいいかと思います。少し踏み込んだ話が出ましたけれども、その辺もぜひご協議いただければと思います。

部会員 私の基本的な考え方も部長のおっしゃったとおりです。やはり権利擁護の為に、個人情報保護をあまりにも形式的に制限的に解しすぎると、かえって法を損なうことになるので、十分留意が必要であると思っております。実際に法令でも、例えば第三者提供

の制限の例外として、人の生命身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合、これは例外になっている訳です。ですから、基本的に厚労省のガイドラインでもそういった事務に関して柔軟に解し得るという解釈、例示もありますので、そのように運用していくべきであろうと思います。

あと、仮に社協に中間機関としての業務を委託する場合、これは委託関係がありますので、基本的に委託先に個人情報を渡して、その事務に必要な範囲は当然委託できる訳なので、その規律は保護法どおりにやって問題ないかなと。むしろ、そこではなく委託と関係ない連携する機関がありますよね。地域連携ネットワークで広げていくときに、その機関と個人情報をやりとりするにはどうすれば良いのか、町会にはどこまで個人情報を渡して良いのか、連携先の機関との仕組みをどうするのか。これについても、すでに23区で先行している自治体もあって、そういったものを研究されて、権利擁護のために適切な範囲で利用できる形で制度を整えていただければ良いかと思います。

部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

部会員 法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進の部分でNP 法人が出てくるのですけれども、法人後見を前回もほっとサポートさんにもやってほしいというお話でしたし、NP 法人も取組んでというお話で、法人後見を受けられるところが増えるのは良いと思うのですが、やはりやってほしいということだけでなく、実際にできるような人や仕組みの部分も整えていかないと、絵に描いた餅ではないですが、難しいかなと思います。

私どもも小さなNP ですので、任意後見を受任していますけれど、それで精いっぱいです。私たちとしては、一人一人丁寧に支援したいという思いがあるので、そこを大事にしていきたいと思っています。それぞれの法人の特色をよく理解していただいて、受けられる所を増やすのは良いと思うのですが、ただやってくださいというのではちょっと困るなと書き方を見て思ったところです。その辺を考えていただくと良いかと思いました。

部会長 法人後見のバックアップの仕組み、その辺りかと思います。もし他にコメントあれば伺いますが、いかがですか。

管理課長 今のお話はよく分かる話で、やはり各法人の特色を生かしながら、法人に受けていただく仕組みがないと広がっていかないと認識しております。どういったものが仕組みとして良いのか、具体的にこれから詰めていかないといけないとっておりますので、また声を聞かせていただければと思っております。よろしくお願いします。

申し訳ないですけれども、具体的にこういうことをNP 法人さんやっていただく、と今の段階では決まっていないのですけれども、そういった仕組みや支援が必要だということとは認識しています。

部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

部会員 個人情報の問題は、やはり支援するときにネックになってしまう、また、ある人に話したら、他の人にいってしまっただけで守れないことがあるからだと思いますけれども、やはり顔の見える関係みたいなもので、この輪の中は個人情報が出るけれども、そこから外には行かないよ、というような大人の関係、顔の見える関係みたいなものを区なり、社協さんなり、中核機関なりが強く打ち出して、そういった中ではそういう話をしていくんですよと。あちこちでは話をしない、という練馬方式のような形で個人情報を守って、それが権利擁護につながっていくという考え方ができれば良いかなと期待しています。

管理課長 ありがとうございます。今お話をいただいたように、ご本人の状況とか、生命、そういったところの危険を含めると、個人情報を超えてという話もあったかと思いません。例えば、児童虐待のネットワーク会議については、守秘義務を課されていますよ、とお話を毎回毎回させていただき、なおかつ、そこにいた方たちに、誰が言ったかということを含めて同意書のような形でとっています。ここでの話は相当な個人情報が含まれていて守秘義務が課せられています、この場から出ても職を離れてもあるんですよ、ということ、毎回会議でお話させていただいていたという経過もあります。そういうことも参考にして、是非ご本人たちにとっても実のあるものとなるよう、個人情報の取り扱いについては、考えていきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

部会員 成年後見制度利用支援ということですが、ずっと伺っていると、ほとんど高齢者の話になってしまっているのです。人数が圧倒的に高齢者の方が多いから仕方ないのですけれども、25か所の地域包括支援センターの均一化とレベルアップと書いてあるのですけれども、これは高齢者ですよ。障害者地域生活支援センターが4か所あって、北町に新しく拠点ができますよね。知的障害者の親としては、どこに相談に行けばうまく支援が受けられるのかなかなか分からないことと、成年後見の勉強をしようとしても、ほとんど高齢者向けが多いので、どこまでが障害者向けになっているのか非常にわかりにくい面があるんですね。その辺りを改良していただくと良いかなと思っております。

管理課長 ありがとうございます。練馬区には4か所の地域生活支援センター、基幹型と言われる相談支援事業所があります。やはり成年後見は大切なことだと思いますので、今センターと連携をとりまして、そこにも権利擁護部会のようなものがあって、お話をさせていただいています。

また、来年度、障害者計画も改定になる予定で、その中でも権利擁護の取扱いはかなり大きなものになると認識しています。お話があったように、高齢者だけでなく、やはり知的障害・精神障害の方も含めまして、障害の方、その判断も難しい方々、社会的障壁を感じている方々もいらっしゃいますので、そういったことも含めて考えていかなければいけないと思っております。

権利擁護がどなたにとっても使いやすいもの、分かりやすさということだと思いますが、設計上様々な課題があったり、次々問題がでてくるのでなかなか難しいとは思っていますけれども、折に触れて、団体や当事者、そういうところに説明したり、分かりやすいパンフレットを作ったり、そういうことを含めて、権利擁護の周知を図っていききたいと思っております。

部会長 今の流れとしては、やはり対象別の法律が実際にはあるのですけれども、そこを超えてどうするかという話で、地域共生社会もそれが基本的な考え方なので、親会はまさにその辺りがメインになるのではないかなと思っております。今のご指摘は大事なことだと思いますから、対象によってあまり縦割りという話ではなく、現実を見ながらどう地域社会の中でサポートできるかということ、文言にして、出していくよう考えていきたいと思っております。他いかがでしょうか。

部会員 お話を伺っていて、法人後見についての周知が少し心配になりました。昨年度も先生方にご協力をいただいて、法人後見のあり方に関して検討したのですけれども、そ

の中でもやはり、とても期待が大きいことも含めて、全てが法人後見で解決するものではないということ、メリットだけではなく、それを使うことでデメリットとは言いづらいですけれど、全てが解決する訳ではないということもどこかで分かりやすく、書いていただけたらいいかなと思いました。法人後見については、まだまだ上手く伝わっていないと感じるので、一言言わせていただきました。

部会長 この項目では、まさに3番のところですね。「権利擁護に関連する支援事業」と書いてあるのですけれども、成年後見制度そのものでご家族の代わりを全てこの仕組みが担う訳では全くありませんので、その辺のことは周知とともにもっと他の支援策ですね、例えば、前回の居住支援の話ですとか、それから様々な仕組みとの連動とか、その辺もあるかと思しますので、周知の中身としては成年後見だけでなく、もっと幅広い生活支援を充実していくことと合わせて周知を進めていくという話でしょうかね。ありがとうございました。他はいかがでしょう。

部会員 やはり精神障害者の立場からしますと、生活支援を含めた後見という制度ができるといいなと思います。単に金銭的なことだけでやるのではなくて、包括的に支援する体制としての制度ができればと思っております

部会長 この項目は、成年後見がメインにはなるのですけれど、おっしゃった趣旨は大事なので、その辺りが親会へこちらの方から提案として、もし必要であれば付け加えてお伝えするというのでいいかと思えます。他はいかがでしょう。

部会員 私は民生委員の現場をずっとやってきているのですけれども、日々の生活の見守り、それからネットワーク、地域包括だけではできないような部分もやはりあります。そこを支えるのはずっと地域で支えている民生委員、それから防災会、老人会であり、充実したその人らしい生活をする基盤があってこそ生活できるということが、全体的なところで、仕組みづくりとして謳われていくのだらうと思います。そういうことを地域の皆さんは願っています。権利擁護だけでなく、全体的な流れの中で、何とか良い方法を謳っていただけるとありがたいと思います。

それと、権利擁護と離れますけど、普段の生活で公共施設は月曜日休みが多いですよ。月曜日、日曜日というのではなくて、まんべんなく地域で歩ける範囲、福祉事務所圏域1か所でもいいのですけれど、集える場所、安心して行ける場所が必要になってきていると思います。これは、権利擁護とは別に、ずっと住みやすいまちづくりの中に提案として入れていただきたいと思います。

管理課長 ご意見ありがとうございました。国でも地域力の強化検討会が開かれておりまして、その中でも住民が主体的に地域課題を把握して解決を図る取組体制が大事である、と言われております。

今お話があったのは、やはり行政だけではできないこと、それから普段からの付き合いを含めて、ご本人たちにどういうアプローチができるかということは、やはり行政とは違った、住民の力はすごく大事だと思っております。やさしい福祉のまちづくりの根幹は、やはり住民の方々とともに、そして主体的にというところが根幹になると考えております。もちろん権利擁護については、専門的な視点も必要でしょうけれども、まず第一歩は困った人が困っていると声を出せる状況を作る、そこにつなげられる人がきちんといる、ということが大事だと思っております。今のご意見についても、全体の中で入れられるか考え

ているところです。

部会長 生活支援はとても幅の広い部分で、成年後見は日常的な見守りはとてもできないので、見守りとともに、様々なサポートとともに進めていくという仕組みだというPRをしていかないといけないかと思えます。

よく成年後見人が選任されると、今までずっと関わっていた人たちが引いていってしまうという話はいろんな所で伺うのですが、そうでなくて、一緒にネットワークで支えていくということで、親会にもそこを伝えていくことができればいいのではと思います。

部会員 前回の資料7の2番の中で、「地域で連携して支えるネットワークの構築」と書いてありますけれど、その中に弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センター、専門職、関係機関と書いてあります。その中に、家族の思いというものが抜けているのですよ。他の部会もそうなのですが、家族会が声を出して、それを受けて弁護士さんたちが家族に対する支援をするというように、一つ進んだ会議があるのです。やはり関係機関だけでいいのかなとすごく思いました。家族を代弁するような家族会も必要になってくるかと思っております。

部会長 この辺りは、国が出している基本計画の中に、実は家族は載っていないのですね。いろんな意図があってないのかなという気がいたしますけれど、ご家族はもちろん大切な存在ですので、練馬としてこの辺りの図式化を計画の中でするかどうかがありますけれども、ご家族のポジションもとても大事だと思いますので、是非取り入れていただきたいと思えます。

部会員 今のお話に通じるかもしれませんが、後見制度で4月から本人情報シートの運用が始まっていると思うのですが、やはりそれが出てきたのも、色々な関係者が集まってご本人の今までの生活とか、わかっている人が出し合って、そして話をすることによって、どういう後見人がいいか考える上でも、シートの活用が期待されていると思えます。色々な専門職もありますし、ご家族もいらっしゃいますけど、ご本人にとって何が一番いいのかという視点を大事にして、この方にとって専門職がいいのかもしれないし、ご家族がいいのかもしれない、そういう考え方でやっていけたらいいのかなと思えます。

部会長 ご本人とご家族はいろんな関係性があるわけです。個別的にはいろんな状況がありますので、単に誰だからとかという話ではなく、ご本人がどう考えているのかをまず中核にしましょうという考え方は言わずもがなという部分かと思えます。その中で後見人のマッチングの部分も含めて、誰を後見人にするか色々な観点から検討していくことも非常に大切だと思うのです。まさに中核機関が何をするかという時には、その辺りが大事になって、ある特定の人だけで決めてしまうことには、なり得ないと思うのです。

ネットワークや協議というのはとても大切なのですが、それをやっていくと色々な意味で時間もかかりますし、色々なステップを踏まなくてはいけないので、多分大変な部分も出てくる。その辺りの青写真がなかなか見えにくいということなので、計画に落とす時もこういった文言だけで親会に提案せざるを得ないのですけれど、今のご意見は実務の部分で、どういうプロセスを踏んでいくか、非常に大切な部分かと思えます。この部会でやるかどうか別ですけれども、大変重要なお意見かと思えますので、是非、記録には留めておきたいと思えます。他はよろしいでしょうか。

部会員 「権利擁護に関連する支援事業の充実」という項目の中で、身元保証に関して

コメントが書いてある部分ですけれど、この身元保証の問題に関して、6月初めに「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」というものが出まして、周知依頼もされているところです。その中で、身元保証がそもそも何を示すのか、どういうものを示すのか分析しているのですが、このまとめの記載だけ見ると、成年後見制度を利用して解決できなそうだから何か事業をすべきじゃないのかと、ちょっと誤解を招くような表現ではないかという危惧があります。身元保証サービスというものが巷でありまして、ただそこがよくわからない高額な預託金を最初にとって、何の説明もない、解約してもよくわからないけれどお金が差っ引かれてトラブルが非常に多いのです。それで、某団体が預託金を事業に利用して破産した。実際、私も関わったことがあるのですけれど、色々な人の話を聞くと、どうもこの身元保証に漠然たる不安、病院側に求められるということで、悩まれることが現実多いですね。ですから、これは表現の問題かと思うのですけれど、ガイドラインに沿った適切な表現に改めていただければと感じました。

部会長 ここは大事なところで、前回少しこの件について発言したかと思うのですけれど、施設入所の時に身元保証を絶対に求めるみたいな話になってしまっているのです。このこと自体をやはりどう考えるか問題提起した方が個人的にはいいかと思っています。

あるいは、生活保護を受給されている人たちが、住宅や契約をされる時に困って、そういったよくわからない預託制度のようなものを利用せざるを得ない現実があったりするのですけれど、そのこと自体どうなのかと社会的に考えなくてはいけない部分かと思うのです。一挙にすべてなくすことはできないかもしれませんが、これも色々な先行事業もありますし、実際には身元保証なしで貸してくださるような協力的な所があったりもします。そういう息の長い話なので、ここの表現の部分についてはもう少しご検討いただければと思います。他はよろしいでしょうか。

大分踏み込んだ中身についてご意見をいただきましたので、本日いただきました貴重な意見を、お示しいただいているたたき台の原案に付け加えていただくということで、事務局からお伺いしたのですけれど、実は7月26日に親会があるという事ですので、大変申し訳ないのですけれど、このまとめにつきましては、事務局で精査していただいたものを副部長と部長で確認させていただくということにしてよろしいでしょうか。申し訳ありません。期日が迫っているので、そのようにさせていただきたいと思います。

では、今後の流れにつきまして事務局の方から説明をいただければと思います。

管理課長 2回にわたりまして、貴重なご意見を頂き本当にありがとうございます。今日の意見も踏まえまして、来週7月26日に開催されます親会の推進委員会に報告させて頂きたいと考えております。大変短い時間の中で、皆様に貴重なご意見を頂き感謝申し上げます。その後、区の方で追記し、素案を作成いたします。11月には第3回の権利擁護部会を開催しまして、素案につきまして、皆様のご意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

部会長 では次第の3番その他になります、今後の日程等につきまして事務局の方からお願いします。

事務局 その他としまして、事務局から3点ご案内させていただきます。

まず、次回の第3回権利擁護部会につきましては、11月中旬ぐらいの開催を予定してお

ります。素案の案をその時期には作成しておりますので、皆様からご意見を頂戴できればと考えています。よろしく申し上げます。

2点目としまして、第1回権利擁護部会の議事録の確認についてです。期限が短くて申し訳ありませんが、来週24日までに修正箇所などございましたら、メール、郵送、ファックス、分量が少ないようでしたらお電話でも構いませんので、ご連絡をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

3点目としまして、権利擁護部会では施策4の権利擁護に関する内容を議論いただいたところですが、同時進行でもう一つの福祉のまちづくり部会、それから推進委員会の方からもその他の施策について検討を進めているところです。権利擁護部会に関しては、先ほどから権利擁護に関連する支援事業ということで、複合的な課題に関する部分、生活支援といった部分も関連していますので、親会や福祉のまちづくり部会で検討している施策の内容について、皆様にも情報提供という形で資料を後日送付させていただきたいと思っております。来週26日が推進委員会ですので、推進委員会が終わりましたら権利擁護以外の部会に関する資料につきまして、郵送でお送りしたいと思っておりますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

部会長 本日予定しておりました案件は以上でございますけれども、全体で何かもう一言、是非言っておきたいことなどおありであればお伺ひします。

部会員 先ほどお話があったのですが、私はどちらかというと高齢者の分野がより専門ではあるのですが、やはり精神障害者・知的障害者の支援も忘れてはならないというのは常に肝に銘じております。先ほど部会員から話があったので大丈夫かと思うのですが、この中にそれを明記していただきたいというのがお願ひです。

部会長 ありがとうございます。それでは最後に副部会長、ご挨拶を宜しくお願ひいたします。

副部会長 先程の当事者の話を補足させていただきますと、やっぱり専門職とか、行政機関というのは、本人だけでなく、家族も当事者と考えていると思うのです。なので、親族を分けているのではなくて、あくまでも主人公は本人と親族、そこに手助けできる人たちがこちら側という考え方だと思うのです。意見を取り入れないはずがないのです。逆にそこに飛び込もうとしているのです。だから、是非安心していただきたいと思っています。

それから、やはり練馬区さんに言いたいのが、他区が個人情報で腰が引けている中、区が中心になって中核機関を担っていくという区が出てきている中で、社協さんに任せるといふ大英断をしたことが吉と出るか凶と出るか分からないですけれども、僕は個人的に凶と出させないように全力でサポートするしかないと思っております。先程、部会長がおっしゃっていた覚悟というものを是非形にさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

部会員 その他で、私たちの会員名簿はありますけれども、関わった部署が何も書かれてないのですよね。こういうのは如何なものかと思ひまして、どういう部署が関わったのかが明記されると良いかなと思ひました。

部会長 是非、事務局も付け加えてというご意見かと思ひますので、よろしくお願ひします。

本日は、非常に貴重なご意見を沢山頂きましてありがとうございます。ここから成案

という話になりますので、もしご意見や、言い忘れたことがございましたら、議事録の訂正のみならず、是非、事務局にご連絡いただけたらありがたいと思っております。それでは次回まで若干時間が空きますけれども、本日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。